

国内生産拠点の安全性評価表

PRTR対象物質の安全性評価

「安全性評価度」の見方

PRTR法では、化学物質の環境への排出量の報告が義務付けられていますが、化学物質の環境への影響度は排出量だけでなく、その有害性によって大きく左右されます。従って、化学物質の環境へのリスクの低減には、排出量と併せて有害性を考慮し、総合的な評価のもとに対策を講じる必要があります。

そこで、2006年度から神奈川県「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」を参考にして、PRTR法による個々の報告対象物質の「排出量」に、神奈川県が公表する有害性に応じた「毒性係数」を掛けた「換算排出量」を算出し、これらを足して事業所の合計排出量を算出しました。これを「人の健康」と「生態系」への影響度をランク付けした「安全性影響度の評価表」に照らし合わせて各事業所の位置を示すことで、リスクの低減の方向性を明確にしました。

たとえば平塚製造所では、人の健康への合計換算排出量は、5,864.5tなのでランクII、生態系への影響度の合計換算排出量は2.1tなのでランク5となります。

これによって平塚製造所の安全影響度は『II-5』と示すことができます。

2012年度の改善

平塚製造所は排出量減少により「生態系ランク」が1ランク良化しました。ハマタイト工場については、トルエン使用量削減により「人健康」「生態系」ランクがともに2ランク良化しました。

新城工場については、キシレンの削減により「人健康」ランクが1ランク良化しました。

キシレンの使用量削減により生態系への排出量が減少しました。(2→4)

2012年度の安全性影響度評価（人の健康、生態系への影響）

生態系への著しい影響を及ぼす排出は行っていません。

下表の中の矢印(●→)は、2011年度からの進捗状況を表しています。

薄字は2011年度の評価結果を示しています。

安全性影響度の説明

神奈川県「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針」（一部改定2010）

有害性ランクと毒性係数

ランク	A	B	C	D
毒性係数	1000	100	10	1

人の健康への影響のランク表

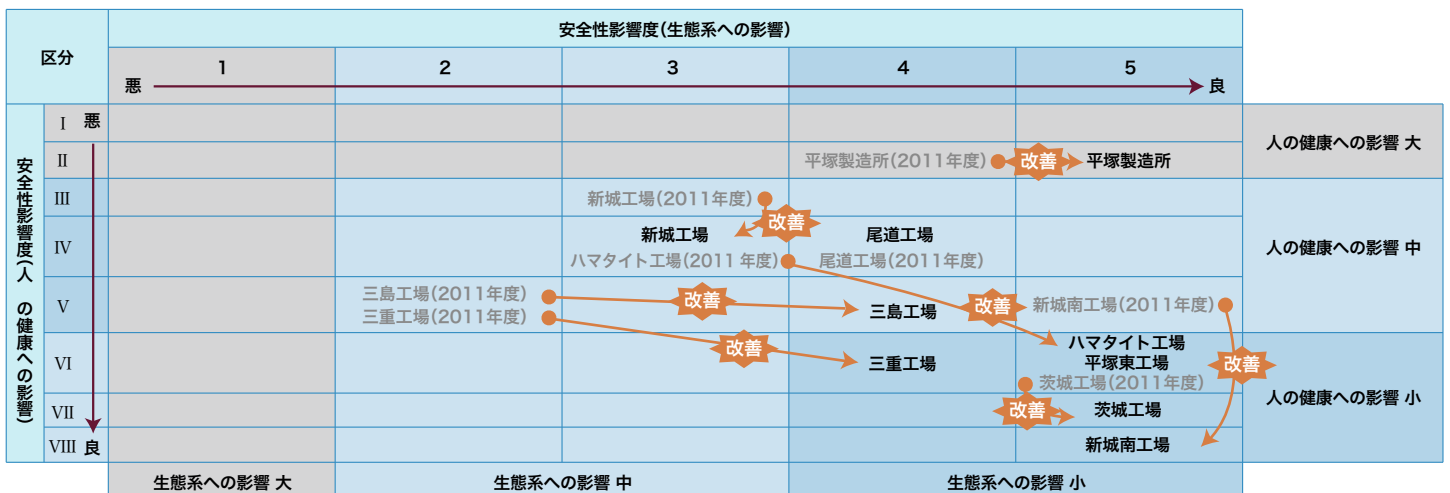
ランク	総換算排出量 (人の健康への影響)
I	10,000t以上
II	3,000t以上10,000t未満
III	1,000t以上3,000t未満
IV	300t以上1,000t未満
V	100t以上300t未満
VI	30t以上100t未満
VII	10t以上30t未満
VIII	10t未満

生態系への影響のランク表

ランク	総換算排出量 (生態系への影響)
1	10,000t以上
2	1,000t以上10,000t未満
3	100t以上1,000t未満
4	10t以上100t未満
5	10t未満

各工場の安全性評価結果の推移

工場名	2010	2011	2012	改善点OR悪化点
平塚製造所	II-3	II-4	II-5	エチレングリコールモノメチルエーテルの使用量削減効果
ハマタイト	VIII-3	IV-3	VI-5	トルエン使用量が15%強減少による。
東工場	—	—	VI-5	ジクロロメタンの排出が主要原因。
長野工場	—	—	VIII-5	対象物質の使用ほとんどなし。
茨城工場	VI-3	VI-5	VII-5	メチルナフタレンの有害性ランクが記載なしになったことによる。
新城工場	V-3	III-3	IV-3	キシレン使用量の減少効果
新城南工場	IV-2	V-5	VIII-5	排出量ほとんどなし。
三重工場	VI-5	V-2	VI-4	キシレンの使用量削減により生態系への排出量が減少
三島工場	VI-3	V-2	V-4	生態系有害性ランクの緩和により生態系ランク良化
尾道工場	IV-3	IV-4	IV-4	変わらず



※長野工場は報告対象物質がありません(1t未満)ので添付していません。
 ※各工場とも法律に従い情報開示を実施しています。